

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

平成28年度から平成32年度までの次期5年間の収支計画に基づき、平成22年11月12日に各受水市町長と企業庁長との間で締結された「南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業の統合に関する協定書」に定めるところにより基本料金および使用料金を統一して料金改定を行うため、滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県水道用水供給事業の給水料金を算出する場合における基本料金および使用料金の料率を次のとおり統一して定めることとします。（第5条関係）

名称（湖南水道）

基本料金 基本水量1立方メートルにつき月額 1,270円

使用料金 使用水量1立方メートルにつき 31円30銭

- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。

滋賀県水道用水供給条例新旧対照表

旧		新																					
<p>○滋賀県水道用水供給条例 昭和53年4月1日滋賀県条例第15号 (給水料金) 第5条 省略 2・3 省略</p> <p>4 基本料金および使用料金の料率は、それぞれ次のとおりとする。</p>		<p>○滋賀県水道用水供給条例 昭和53年4月1日滋賀県条例第15号 (給水料金) 第5条 給水料金は、基本料金および使用料金の合計額とする。 2・3 省略</p> <p>4 給水料金の料率は、基本料金については基本水量1立方メートルにつき月額1,270円、使用料金については使用水量1立方メートルにつき31円30銭とする。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>種別</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">湖南水道</td> <td rowspan="2">草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市</td> <td>基本料金</td> <td>基本水量1立方メートルにつき 月額 1,270円</td> </tr> <tr> <td>使用料金</td> <td>使用水量1立方メートルにつき 27円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近江八幡市、東近江市(平成17年2月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。)、日野町、竜王町</td> <td>基本料金</td> <td>基本水量1立方メートルにつき 月額 1,315円</td> </tr> <tr> <td>使用料金</td> <td>使用水量1立方メートルにつき 27円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">甲賀市</td> <td>基本料金</td> <td>基本水量1立方メートルにつき 月額 1,679円</td> </tr> <tr> <td>使用料金</td> <td>使用水量1立方メートルにつき 27円</td> </tr> </tbody> </table>				名称	給水区域	種別	料率	湖南水道	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,270円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円	近江八幡市、東近江市(平成17年2月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。)、日野町、竜王町	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,315円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円	甲賀市	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,679円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円
名称	給水区域	種別	料率																				
湖南水道	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,270円																				
		使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円																				
	近江八幡市、東近江市(平成17年2月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。)、日野町、竜王町	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,315円																				
		使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円																				
	甲賀市	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,679円																				
		使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円																				